

## 〔検討事項〕 □議決事件の拡大（※要執行部協議事項）

### 1. 考え方について

議会は、二元代表制のもとでの議会の役割を果たすため、法第 96 条第 2 項の規定に基づく議決事件の拡大について検討するものとする。

### 2. 福島市議会の状況

#### □地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づき議会の議決すべき事件を定める条例

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決すべき事件を定めることによって、議会本来の役割を積極的に果たし、もって市民に開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

第 2 条 議会の議決すべき事件は、次のとおりとする。

- 1 平成 22 年度に策定された福島市総合計画基本構想（以下「基本構想」という。）の変更又は廃止に関する事
- 2 基本計画（基本構想に基づき具体的な施策の体系や主な事業を示すものをいう。）の策定、変更又は廃止に関する事

### 3. 参考条文、参考事例等

#### ○さいたま市 第 25 条（議決事件の拡大）

議会は、市民の負託にこたえる市政運営を実現し、市民福祉の向上と市の発展のために最も適切な決定を行うことができるよう、議決事件の拡大について検討するものとする。

#### ○流山市 第 13 条（法第 96 条第 2 項の議決事件）

法第 96 条第 2 項の規定により、議会の議決すべき事件は、市の基本構想及び基本構想に基づく基本計画を策定することとする。

#### ○四日市市 第 10 条（議会の議決事件）

議会は、行政に対する監視機能を強化するため、地方自治法第 96 条第 2 項の規定により特に重要な計画等を議決事件として加えるものとする。

2 前項の規定に基づく議会の議決すべき事件については、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、軽微な変更を除く。

- (1) 災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条第 1 項に規定する地域防災計画の策定及び変更に関する事
- (2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 32 条に規定する水防計画の策定及び変更に関する事
- (3) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項に規定する老人福祉計画の策定及び変更に関する事
- (4) 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条第 1 項に規定する介護保険事業計画の策定及び変更に関する事
- (5) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項に規定する都市計画に関する基本的な方針のうち、全体構想の策定及び変更に関する事
- (6) 基本計画（法第 2 条第 4 項の規定による基本構想を具体化するため行政運営の基本方針等を定めるものをいう。）の策定及び変更に関する事